

令和2年度普通交付税(市町村分)の概要

普通交付税

- ・ 県計で1,537.9億円(対前年度比 Δ10.9億円, Δ0.7%)
- ・ 県計ベースでは, 地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増加, 法人事業税交付金の創設等により, 基準財政収入額が伸び, 財源不足額が減少したため, 普通交付税は減少。

(単位: 億円)

区分		2年度 A	元年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 C/B	(参考) 全国増減率
内 訳	大都市	171.8	194.3	Δ22.5	Δ11.6%	/
	都市	952.0	959.4	Δ7.4	Δ0.8%	
	町村	414.0	395.0	19.0	4.8%	
県計		1,537.9	1,548.7	Δ10.9	Δ0.7%	市町村分
(除大都市)		1,366.1	1,354.4	11.6	0.9%	0.9%

(注) 1 表示単位未満を四捨五入しているため, 県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。
 2 (参考) 全国増減率は, 当初算定比である。

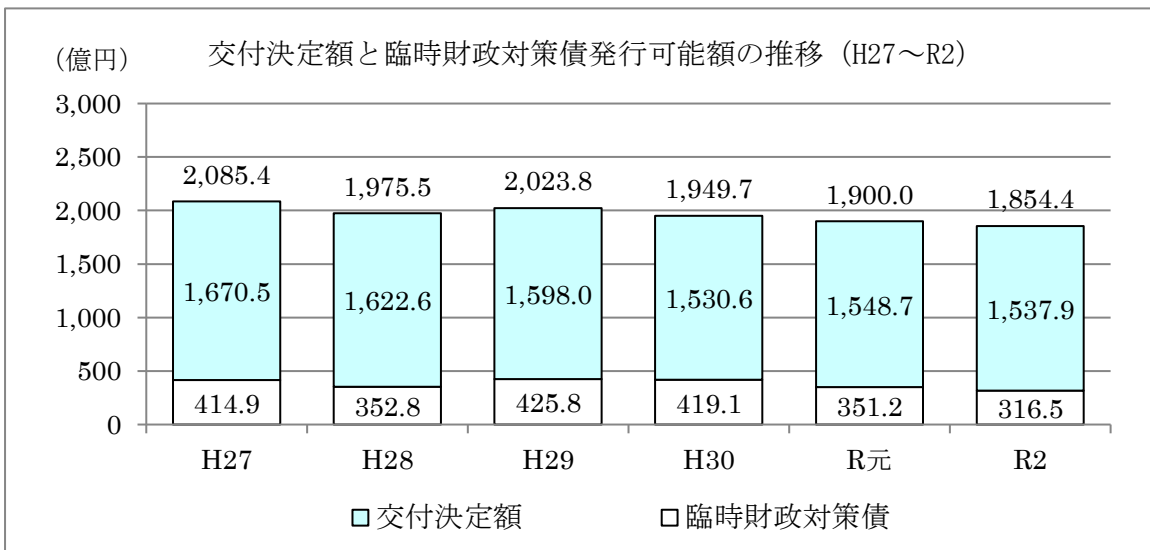
臨時財政対策債発行可能額

- ・ 県計で316.5億円(対前年度比 Δ34.7億円, Δ9.9%)
- ・ 全国ベースでの発行可能額の減少(対前年度比Δ3.6%)によるもの。

(単位: 億円)

区分		2年度 A	元年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 C/B	(参考) 全国増減率
内 訳	大都市	178.4	209.1	Δ30.8	Δ14.7%	/
	都市	98.5	102.4	Δ3.9	Δ3.8%	
	町村	39.6	39.7	0.0	Δ0.1%	
県計		316.5	351.2	Δ34.7	Δ9.9%	Δ3.6%
(除大都市)		138.1	142.1	Δ4.0	Δ2.8%	

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため, 県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。



財源不足団体・超過団体の状況

- ・ 昨年度に引き続き, 大和町と女川町が財源超過団体となった。

- ・ 財源不足団体 33団体
- ・ 財源超過団体 2団体(大和町, 女川町)

令和2年度普通交付税(市町村分)の算定結果

1 基準財政需要額・基準財政収入額・普通交付税額

(単位：億円)

区分		2年度 A	元年度 B	増減額 C (A-B)	増減率 (%)	
					D (C/B)	
基準財政需要額						
	個別算定経費(イ~カ除き)	7	4,028.4	3,956.5	71.9	1.8%
	地域の元気創造事業費	イ	65.5	61.8	3.7	6.1%
	人口減少等特別対策事業費	ウ	70.4	71.7	△1.2	△1.7%
	地域社会再生事業費	エ	45.1	—	45.1	皆増
	公債費	オ	622.6	626.6	△4.0	△0.6%
	包括算定経費	カ	518.5	497.0	21.5	4.3%
	小計(臨時財政対策債振替前)7~カ	キ	5,350.6	5,213.6	137.0	2.6%
	臨時財政対策債振替額	ク	316.5	351.2	△34.7	△9.9%
	錯誤措置額等	ケ	△101.8	△69.5	△32.3	46.5%
	合計(キ-ク+ケ)	コ	4,932.3	4,792.9	139.4	2.9%
基準財政収入額						
	基準財政収入額総括表	サ	3,392.1	3,241.0	151.1	4.7%
	錯誤措置額等	シ	△0.2	△1.1	0.9	△83.9%
	合計(サ+シ)	ス	3,391.9	3,239.9	152.0	4.7%
交付基準額(コース)			1,540.4	1,553.0	△12.6	△0.8%
普通交付税額			(1,854.4)	(1,900.0)	(△45.6)	(△2.4%)
			1,537.9	1,548.7	△10.9	△0.7%

- (注) 1 令和2年度の財源不足団体について、対前年度との増減額及び増減率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度の実績に対する増減額及び増減率である。
 2 () 書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 3 基準財政需要額の錯誤措置額等には、合併算定替の縮減額を含んでいる。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、合計や増減額等が一致しない場合がある。
 5 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。

2 主な増減要因

(単位：億円)

区分	費目・税目	主な要因	対前年度	
			増減額	増減率
基準 財政 需要額	増	地域社会再生事業費	45.1	皆増
		社会福祉費	42.0	7.1%
		包括算定経費(人口)	23.7	5.5%
	減	公害防止事業償還費	△3.4	△4.8%
		財源対策債償還費	△5.4	△15.0%
		道路橋りょう費 (面積・延長)	△5.4	△2.3%
基準 財政 収入額	増	地方消費税交付金	108.8	30.3%
		法人事業税交付金	23.9	皆増
		固定資産税(家屋)	17.2	3.5%
	減	市町村民税(法人税割)	△34.0	△22.3%

(注) 財源超過団体は除いて集計している。

3 県内市町村の状況

① 財源不足団体・超過団体の状況

- ・昨年度に引き続き、大和町と女川町が財源超過団体となった。

【参考】 過去の不交付団体の状況（平成元年度以降）

年度	H元～H7	H8～H16	H17	H18～H24	H25～H28	H29	H30～R2
不交付 団体名	なし	女川町	女川町 富谷町	女川町	なし	女川町	女川町 大和町

② 普通交付税額の対前年度比較

- ・25団体で増加，8団体で減少。

	増減率	団体数	団体名
増加	+10%以上	3 (3)	蔵王町, 松島町, 色麻町
	+5%以上10%未満	6 (2)	角田市, 七ヶ宿町, 村田町, 川崎町, 七ヶ浜町, 涌谷町
	+5%未満	16 (18)	気仙沼市, 白石市, 東松島市, 大崎市, 富谷市, 大河原町, 柴田町, 丸森町, 巨理町, 山元町, 利府町, 大郷町, 大衡村, 加美町, 美里町, 南三陸町
	増加団体数 合計	25 (23)	
減少	△5%未満	6 (10)	石巻市, 塩竈市, 多賀城市, 岩沼市, 登米市, 栗原市,
	△5%以上10%未満	1 (0)	名取市
	△10%以上	1 (0)	仙台市
	減少団体数 合計	8 (10)	

※ ()内の数値は、前年度の団体数である。

令和2年度 普通交付税決定額（市町村分）

（単位：千円、％）

市町村名	令和2年度 普通交付税 A	令和元年度 普通交付税 B	増減額 (A-B) C	増減率 (C/B) D	R2普通交付税 +臨時財政対策債 E	R1普通交付税 +臨時財政対策債 F	増減額 (E-F) G	増減率 (G/F) H
仙台市	17,179,745	19,430,863	△ 2,251,118	△ 11.6	35,015,449	40,344,431	△ 5,328,982	△ 13.2
石巻市	15,057,817	15,505,555	△ 447,738	△ 2.9	16,700,488	17,116,480	△ 415,992	△ 2.4
塩竈市	4,902,089	5,014,448	△ 112,359	△ 2.2	5,452,695	5,602,277	△ 149,582	△ 2.7
気仙沼市	8,586,408	8,570,837	15,571	0.2	9,274,788	9,256,740	18,048	0.2
白石市	4,143,040	3,954,036	189,004	4.8	4,564,716	4,369,591	195,125	4.5
名取市	1,758,997	1,952,399	△ 193,402	△ 9.9	2,607,346	2,927,591	△ 320,245	△ 10.9
角田市	3,303,717	3,136,641	167,076	5.3	3,654,305	3,495,163	159,142	4.6
多賀城市	2,755,733	2,885,690	△ 129,957	△ 4.5	3,413,678	3,592,357	△ 178,679	△ 5.0
岩沼市	1,305,715	1,360,499	△ 54,784	△ 4.0	1,924,006	2,041,994	△ 117,988	△ 5.8
登米市	15,140,785	15,166,907	△ 26,122	△ 0.2	15,990,518	16,055,183	△ 64,665	△ 0.4
栗原市	16,809,820	17,035,914	△ 226,094	△ 1.3	17,617,668	17,897,693	△ 280,025	△ 1.6
東松島市	4,725,165	4,703,113	22,052	0.5	5,078,297	5,067,881	10,416	0.2
大崎市	15,463,059	15,437,418	25,641	0.2	16,959,412	16,974,182	△ 14,770	△ 0.1
富谷市	1,252,305	1,217,243	35,062	2.9	1,819,744	1,787,484	32,260	1.8
蔵王町	1,979,153	1,735,609	243,544	14.0	2,172,280	1,909,311	262,969	13.8
七ヶ宿町	905,880	849,706	56,174	6.6	953,859	897,929	55,930	6.2
大河原町	1,514,682	1,493,039	21,643	1.4	1,777,296	1,761,959	15,337	0.9
村田町	1,882,612	1,767,367	115,245	6.5	2,035,166	1,920,441	114,725	6.0
柴田町	2,463,479	2,375,960	87,519	3.7	2,890,566	2,802,183	88,383	3.2
川崎町	2,123,659	1,999,866	123,793	6.2	2,241,663	2,113,361	128,302	6.1
丸森町	3,241,725	3,161,549	80,176	2.5	3,403,618	3,330,722	72,896	2.2
亘理町	2,418,468	2,415,721	2,747	0.1	2,753,576	2,760,522	△ 6,946	△ 0.3
山元町	2,179,149	2,107,701	71,448	3.4	2,316,963	2,249,679	67,284	3.0
松島町	1,916,548	1,717,501	199,047	11.6	2,095,526	1,882,547	212,979	11.3
七ヶ浜町	1,542,332	1,423,336	118,996	8.4	1,766,760	1,645,796	120,964	7.3
利府町	856,143	853,549	2,594	0.3	1,312,573	1,333,186	△ 20,613	△ 1.5
大和町	0	0	0	-	0	0	0	-
大郷町	1,334,294	1,295,464	38,830	3.0	1,447,869	1,408,242	39,627	2.8
大衡村	425,882	421,827	4,055	1.0	574,003	564,454	9,549	1.7
色麻町	2,006,027	1,823,108	182,919	10.0	2,106,310	1,920,664	185,646	9.7
加美町	5,103,702	4,970,754	132,948	2.7	5,398,111	5,278,054	120,057	2.3
涌谷町	2,610,223	2,459,347	150,876	6.1	2,785,730	2,630,646	155,084	5.9
美里町	3,576,151	3,457,930	118,221	3.4	3,845,516	3,728,584	116,932	3.1
女川町	0	0	0	-	0	0	0	-
南三陸町	3,321,826	3,172,702	149,124	4.7	3,486,390	3,330,175	156,215	4.7
大都市計	17,179,745	19,430,863	△ 2,251,118	△ 11.6	35,015,449	40,344,431	△ 5,328,982	△ 13.2
都市計	95,204,650	95,940,700	△ 736,050	△ 0.8	105,057,661	106,184,616	△ 1,126,955	△ 1.1
町村計	41,401,935	39,502,036	1,899,899	4.8	45,363,775	43,468,455	1,895,320	4.4
県計	153,786,330	154,873,599	△ 1,087,269	△ 0.7	185,436,885	189,997,502	△ 4,560,617	△ 2.4
県計 (除大都市)	136,606,585	135,442,736	1,163,849	0.9	150,421,436	149,653,071	768,365	0.5
合併団体計	82,681,031	83,050,376	△ 369,345	△ 0.4	88,953,077	89,426,918	△ 473,841	△ 0.5
非合併団体計	71,105,299	71,823,223	△ 717,924	△ 1.0	96,483,808	100,570,584	△ 4,086,776	△ 4.1
非合併団体計 (除大都市)	53,925,554	52,392,360	1,533,194	2.9	61,468,359	60,226,153	1,242,206	2.1

(注) 合併団体の交付額は、合併算定替により算定した額である。